

平成 30 年 6 月 8 日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市役所 国民健康保険課

西宮市国民健康保険条例の改正について

【状況・経緯】

- 国民健康保険財政運営の責任主体が県になることにともない、国民健康保険料のうち介護納付金分保険料の算定方式を従来の 2 方式（所得割、均等割）から県の標準である 3 方式（所得割・均等割・平等割）に変更し、3 月定例会で国民健康保険条例改正の議決をいただきました。
- その際、政令の規定を見落とし、新設した平等割に関する条項に政令の規定と相違する条項を規定していました。
(概要) 医療給付費分保険料及び後期高齢者支援金分保険料の平等割には適用される軽減規定（特定世帯を 1/2、特定継続世帯を 1/4 の減額）を、適用されない介護納付金分保険料の平等割についても規定していました。
※特定世帯とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険に加入している被保険者が 1 人になった世帯をいいます。
※特定継続世帯とは、特定世帯の期間が 5 年間を経過した世帯のことをいい、3 年間でされています。
- この度、保険料の当初賦課通知の発送を準備する作業の過程で、条例の規定とシステムの内容が矛盾していることが判明しました（電算システムとしては、政令どおりの保険料を計算していました）。

【対応方針】

- 保険料の賦課につきましては、条例の規定を年度当初より政令の規定どおりとすることがより適切であると判断し、6 月定例会において、4 月に遡って適用する条例改正を提案することといたしました。
- 保険料決定通知書はまだ発送しておらず、今回の条例改正後の国民健康保険料額で保険料決定通知書を発送することといたします。
- 6 月 15 日の本会議に提案させていただき、同日議決をお願いしているところです。

以上

(お問合せ先)

市民部 国民健康保険課

課長 北出 美穂

TEL (0798) 35-3122